

## 役員の報酬等及び費用の支給に関する規則

公益社団法人家庭問題情報センター

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人家庭問題情報センター（以下「本法人」という。）の定款第16条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の費用をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 本法人は、非常勤役員に対して報酬等を支給しない。

2 本法人は、常勤役員に対して当分の間報酬等を支給しない。

### (費用の支給)

第4条 本法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用又は負担する費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (報酬等及び費用の支給方法)

第5条 報酬等及び費用は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 前項の支給に当たっては、法令で定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本法人は、この規則をもって、役員の報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、公益社団法人家庭問題情報センターの設立の登記の日から施行する。(登記の日 平成23年6月1日)
- 2 この附則は、平成27年6月26日から施行する。